

東京都男女平等参画審議会第2回総会

令和3年9月24日

生活文化局

1 日時

令和3年9月24日（金）午後1時00分から3時00分まで

2 開催方法

オンライン方式

3 会議次第

（1）開 会

（2）新委員の紹介

（3）審議

「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定に当たっての基本的考え方
中間のまとめ（案）について

（4）今後の予定

（5）閉 会

4 出席委員（50音順）

上本俊之委員、太田晃弘委員、大槻奈巳委員、小林治彦委員、是枝俊悟委員、
篠原聡子委員、篠宮武男委員、治部れんげ委員、清水孝治委員、
高橋史朗委員、高橋弘行委員、田中優子委員、塚越学委員、とや英津子委員、
名執雅子委員、林玲子委員、藤森和美委員、松下玲子委員、
まつば多美子委員、三辻利弘委員、宮地尚子委員、龍円あいり委員

(午後1時00分 開会)

○赤羽男女平等参画担当部長 皆様、お待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席くださいます、どうもありがとうございます。

私は、生活文化局男女平等参画担当部長の赤羽でございます。よろしくお願いいたします。

この審議会につきましては、9月14日に開催を予定しておりましたところですが、開催を延期させていただき、大変申し訳ございませんでした。また、その際、開催日などの調整にご理解、ご協力を賜りまして、本日開催できる運びとなりましたことを感謝申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

それでは、時間となりましたので、これより「東京都男女平等参画審議会第2回総会」を開会させていただきます。

本日の会議は、前回同様、オンラインにて開催させていただいております。

また、会議資料につきましては、事前に送付させていただいたものを画面表示してまいりますので、よろしくお願いいたします。

ご発言の際には、画面の挙手ボタンを押していただき、会長のご指名を受けてからご発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議途中でも画面が映らない、音声がかえれないなどの問題が発生した場合には、一旦会議から退室をしていただき、再入室を試みていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それでも、もし入室できない場合は、事前にお伝えしてございます事務局までご連絡をお願いいたします。また、ハウリングや雑音防止のために、発言時以外はマイクをミュートにしてくださいようよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告をさせていただきます。

現在、ご出席いただいております委員は17名、本日は22名のご参加を予定しておるところでございます、男女平等参画審議会運営要綱第5に定めます総会の開会に必要な定足数に達していることをご報告させていただきます。

また、本日ご欠席のご連絡をいただいておりますのが、青木委員、川村委員の2名の方でございます。

それでは、新たにご就任いただきました委員をご紹介します。

都議会議員の任期満了に伴いまして、7月22日付で4名の委員が辞職され、今回、新たに4名の委員が就任されましたので、順番にご紹介をさせていただきます。

まず、清水孝治委員でございます。

○清水委員 皆さん、改めまして、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました、都議会自民党立川選出の清水孝治と申します。都議会の改選におきまして、今期から新たに東京都男女平等参画審議会のメンバーとなりました。どうぞ皆様、末永くよろしく願いしたいと思っております。ありがとうございました。

○赤羽男女平等参画担当部長 ありがとうございます。

続きまして、とや英津子委員でございます。

○とや委員 皆さん、こんにちは。日本共産党都議団のとや英津子と申します。練馬区選出です。今期から男女平等参画審議会の委員として、皆さんと一緒に議論させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○赤羽男女平等参画担当部長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、引き続きのご就任となります、まつば多美子委員でございます。よろしく願いいたします。

○まつば委員 都議会公明党の杉並区選出のまつば多美子でございます。皆様、どうぞよろしく願い申し上げます。

○赤羽男女平等参画担当部長 まつば委員、どうもありがとうございます。

それでは続きまして、龍円あいり委員でございます。

○龍円委員 こんにちは。都議会議員の龍円あいりと申します。都民ファーストの会に所属しておりまして、地元は渋谷区です。どうぞよろしく願いいたします。

○赤羽男女平等参画担当部長 龍円委員、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これ以降の進行は田中会長にお願いしたいと思っておりますので、田中会長、どうぞよろしく願いいたします。

○田中会長 それでは、審議会の運営について事務局から説明をお願いします。

○赤羽男女平等参画担当部長

まず、審議会の運営についてのご確認でございます。本審議会は公開により行うものと運営要綱により定められております。ただし、一部、この審議会の決定により非公開の取扱いをすることができるとされております。前回と同様、公開とさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○田中会長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中会長 ありがとうございます。それでは、公開で行わせていただきます。

次に議事録の取扱いについてです。これについても事務局から説明をよろしく願いいたします。

○赤羽男女平等参画担当部長 それでは、議事録についてご説明させていただきます。

議事録は全文氏名入りでホームページで公表しております。

議事録の作成方法でございますが、事務局で議事録案を作成いたしまして、発言者の皆様にご確認をお願いいたします。最終的な確認は会長ご一任ということにさせていただきますと思います。

なお個人情報に係る事項等がある場合には、発言者及び会長とご相談させていただきます。適切に対応いたします。よろしくお願いいたします。

○田中会長 ご説明、ありがとうございます。

では、審議に入らせていただきます。

この中間のまとめについては、部会で非常に熱心なご議論をいただきまして、オンラインの打合せなども重ねてくださったということで、おかげさまでこの中間のまとめの検討に入ることができます。この場をお借りして、篤くお礼を申し上げます。

まず、この中間のまとめ（案）、現在では案の状態なんですけれども、「中間のまとめ（案）」に至るまでの経過について、事務局から報告をお願いいたします。

○赤羽男女平等参画担当部長 それでは、事務局から、審議経過につきましてご報告をさせていただきます。資料3を提示いたしております。

4月19日の第1回総会におきまして、諮問後、計画の改定に当たっての基本的な考え方や現状などについて意見交換を行っていただきました。

また、機能的な運営を図るため、男女平等参画部会及び配偶者暴力対策部会を設置いたしました。各部会はこれまでに男女平等参画部会を4回、配偶者暴力対策部会を3回開催しております。

現行計画策定以降の動きや本審議会での皆様のご意見も踏まえまして、専門的見地からご議論をいただきまして作成いただきましたものが、本日ご審議いただきます中間のまとめ（案）でございます。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

では、部会委員の皆様には、この短期間に非常に無理なお願いを申し上げたわけですが

けれども、本当に惜しめないご協力をいただきまして、改めて感謝申し上げます。

では、中間のまとめ（案）の審議に入ります。

進め方ですが、最初に中間のまとめ（案）について、各部長から報告をいただき、そして、その後で皆様に審議をお願いしたいと思います。

まず、男女平等参画部会の大槻部長よろしく申し上げます。

○大槻男女平等参画部会長 大槻でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

私からは、男女平等参画部会で検討してきました、「中間まとめ（案）」についてご報告いたします。

部会は名簿順に、是枝委員、治部委員、塚越委員、名執委員、そして私の5名でした。

最初にお話があったように、3回部会を開く予定でしたが、4回部会を開いておりません。

私から、今から基本的な考え方と、特に部会において議論のポイントになった点をお伝えし、全体の概要について事務局から説明していただきます。

資料4の中間まとめ（案）概要をご覧くださいと思います。

まず第1部、基本的考え方についてなのですが、この中で生活と仕事を両立するための法整備が整備されるとともに、都や事業者などの取組によって男女平等参画が着実に前進してきている。

しかし、今なお、家庭や地域社会、職場など、あらゆる場面で固定的な性別役割分担意識が根強く残っていること、また、コロナ禍において顕在化した女性をめぐる様々な問題への取組が求められていることなどを確認しています。

その上で、次の3点について検討したということで、第1に、働き方改革関連法とか、女性活躍推進法など、いろいろな法制度への対応を着実に推進、促進すべきであること。

第2に、制度、仕組みを運営するのは人間であり、男女平等参画をこれまで以上に推進していくためには、人々の行動変容につながる「意識改革」に特に重点的に取り組む必要があること。

第3に、コロナ禍において浮き彫りになった課題に対応が必要であること。

以上の基本的な考え方に基づいて、計画に盛るべき事項を検討いたしました。

具体的に女性活躍推進計画に盛り込む事柄について説明いたします。

記述に当たっては、取組の方向性などについてできるだけ例示を多くするなど、具体的なイメージができるように工夫いたしました。

また、女性活躍を強力に推し進めていく上で、特に意欲的に取り組んでいただきたいことについて、あえて高い目標値を提起しております。

まず、「Ⅰ ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」の章では、好事例の発信などを通して、企業などにおける女性活躍推進を後押しする必要性、また、非正規雇用の女性に対する支援などについても提起しています。

特に男性の育児休業については、男性の育児休業取得率50%を目指して、男性の育休取得促進に取り組む企業を協力を支援していくということを提起しております。

「Ⅱ 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」の章では、働く意識改革において社会的影響力の大きい大企業の役員比率を30%にすることを目指し、社会全体のムーブメントを創出することなどについても提起しております。

また、都に対しては、都の審議会の設置根拠になる条例などに、「いずれの性も40%以上」と規定するクォーター制の導入について提起しています。

次に、「Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」の章では、特別な配慮を必要とする男女の支援について盛り込んでいます。

男女平等参画社会の実現に向けて、男女平等参画の視点から多様性を尊重するとともに、困難を抱え、そのことに自ら声を上げられない人々を取り残すことなく、取組を推進していく必要について記載しています。

以上が「中間まとめ（案）」のポイントになります。

最後に、都立高校の男女別定員についてお話ししたいと思います。

本件については、中間まとめに記述はしているのですが、進路指導など、生徒に及ぼす影響が大きいことから、都教育委員会の検討状況なども踏まえて慎重に議論を重ねてきました。

今週に入り、東京都と東京私立高等学校協会による公私連絡協議会において、都立高校の入試で設けられている男女別定員を段階的に見直す必要性があるという合意がなされました。これまでの部会の審議とこの合意内容を踏まえて、部会として新たな案を今日はお示しすることとしたいと考えております。詳細については、事務局からご説明いただければと思います。

全体を通して、部会委員の方々には大変熱心に議論していただきました。本日の審議会では、さらにいろいろなご意見を賜りたいと思います。

それでは、全体の概要について、事務局からのご説明をよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。どうもありがとうございました。

○菅野課長 それでは引き続き、事務局から中間のまとめ（案）全体の概要につきましてご説明いたします。

こちら、今、画面に出ておりますのが、資料5の目次になります。中間のまとめ（案）は2部構成になってございます。

第1部、基本的考え方では、都や国のこれまでの取組や、男女平等参画社会をめぐる現状認識を示した上で、目指すべき男女平等参画社会の実現に向けた基本的考え方について記載をしております。

第2部、女性活躍推進計画に盛り込むべき事項につきましては、Ⅰ、ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進から、Ⅲ、多様な人々の安心な暮らしに向けた支援で構成され、それぞれの項目ごとに現状・課題、都のこれまでの主な取組、取組の方向性を記載しております。

次に、具体的な内容につきまして資料4でご説明いたします。

1 ページに第1部、基本的考え方の概要について記載をしております。

基本的考え方につきましては、先ほど、大槻部会長から説明がございましたので、ここでの説明は割愛させていただきます。

2 ページから5 ページにかけては、男女平等参画をめぐる現状に関するデータについて抜粋し記載をしております。後ほどご覧をいただければと思います。

次ページ、第2部、女性活躍推進計画に盛り込むべき事項についてでございます。

各項目ごとに、左側に現状・課題、右側に主な取組の方向性について記載をしております。時間も限られておりますので、各項目における資料右側、取組の方向性から主な内容について説明させていただきます。

なお、現状・課題の各項目の横にあるページ番号は、中間のまとめ（案）本文の該当のページ数を表してございます。

まず、ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進の1、生活と仕事を両立できる環境づくりの（1）柔軟な働き方の普及・定着促進では、取組の方向性として、事業規模や業種・業態に応じた企業の取組の促進などについて記載しています。

（2）雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進では、好事例の発信等を通じた企業の女性活躍推進の後押し。女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定・公表

等の義務を果たしている事業者の都の契約における優遇などについて記載をしています。

(3) 女性の就業継続やキャリア形成では、非正規労働者の待遇改善や雇用環境の整備促進などについて記載しています。

2、妊娠・出産・子育てに対する支援では、男性の育休取得率50%を目指し、男性の育休取得促進に取り組む企業への強力な支援などについて記載をしております。

次ページ、3、介護に対する支援では、介護に対する充実、介護サービス基盤の整備などについて記載をしております。

4、職場や就職活動におけるハラスメントの防止では、ハラスメント行為の防止に向けた啓発や相談体制の充実などについて記載をしております。

5、起業等を目指す女性に対する支援では、女性の起業へのチャレンジ支援などについて記載をしております。

6、育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援では、離職者の仕事の場への復帰支援などについて記載しています。

7、生涯を通じた男女の健康支援では、性や年代に応じた健康支援の充実などについて記載しています。

次ページ、Ⅱ、男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジです。

1、生活と仕事における意識改革。

(1) 「働く」の意識改革では、大企業の女性役員比率30%を目指すムーブメントの創出などについて記載をしております。

(2) 男性の家事・育児参画に向けた意識改革では、民間団体や企業とタイアップした機運醸成の取組などについて記載をしています。

(3) 男女平等参画に向けた意識改革では、属性に応じた多様な媒体の活用による都民の意識改革の促進などについて記載しています。

(4) 社会制度・慣行の見直しでは、社会制度・慣行の見直し及び社会全体の意識改革の促進などについて記載しています。

2、教育・学習の充実。

(1) 学校での男女平等では、性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスなどの固定概念を払拭等するための早期からの教育などについて記載をしています。

次ページ、(2) 若者のキャリア教育の推進では、性別に左右されず主体的な意思決

定を可能とするキャリアデザイン意識の醸成などについて記載しています。

(3) 多様な学習・研修機会等の提供では、多様な学習・研修機会等の提供などについて記載をしております。

3、あらゆる分野における女性の参画拡大。

(1) 政治・行政等分野では、都の審議会の設置根拠となる条例等に「いずれの性も40%以上」と規定するクォーター制などについて記載しています。

(2) 防災・復興分野では、防災・復興分野への女性の参画の促進などについて記載をしています。

(3) 地域活動では、男女共に幅広い年齢層の地域参画の促進などについて記載をしています。

次ページ、Ⅲ、多様な人々の安心な暮らしに向けた支援です。

1、ひとり親家庭への支援では、就業支援や子育て支援等の総合的対策の実施などについて記載しています。

2、高齢者への支援では、地域ぐるみの高齢者支援体制の充実及び社会参加の支援などについて記載しています。

3、若年層への支援では、仕事に関する相談体制や就業支援の充実などについて記載しています。

4、障害者への支援では、差別禁止や状況に応じた適切な配慮等の提供などについて記載しています。

5、性的少数者への支援では、偏見や差別の解消を目指した啓発、相談への対応などについて記載をしています。

簡単ではございますが、第2部の説明は以上になります。

なお、最後になりますが、大槻部会長からありました都立高校の男女別定員に係る記述に関して、これまでの部会での議論や事前にお送りしている資料の修正案等について説明をさせていただきます。

本件については、「教育の平等という視点とは別に男女平等の視点から、指摘すべきところは指摘すべき」、「性別に左右されない進路選択という観点からなくすことが望ましい」、「いろいろな状況があろうとも、公立高校としてごく当たり前のことをきちんと実施すべき」、「都として、どうしていくべきというスタンスをストレートに書くべき」などのご意見をいただきながら、進路指導など、生徒に及ぼす影響が大きいこ

とから、東京都教育委員会の検討状況なども踏まえ、記述内容について慎重にご審議いただきました。

一方、今週9月21日に東京都と東京私立中学高等学校協会におきまして、都内公立中学校卒業生の令和4年度における都立高校及び私立高校の入学者選抜に関する合意がなされ、その中で都立高校の男女合同選抜の在り方の進め方についても合意されました。

合意の中では、全日制普通科の入学者選抜において、男女別定員の見直しを含めた検討を進めるに当たっては、公立中学校卒業予定者の適切な進学機会の確保が重要。都立高校の男女合同選抜を目指すに当たっては、中学校の進路指導に与える影響が大きいこと及び公私間の男女別受入生徒数の変化を考慮し、段階的、計画的に見直しを進める必要がある。

都立高校は、まず緩和実施校の規模や緩和率の拡大に取り組み、その結果を踏まえて、男女合同による入学者選抜への見直しを進めていくこととする。

なお、男女合同定員による入学者選抜の実施時期については、令和4年度入学者選抜の結果の分析等を踏まえることとし、引き続き協議する。とされております。

本件について、これまでの部会でのご審議と、この合意内容を踏まえ、中間のまとめ（案）60ページの該当部分につきまして、部会として新たな案をお示しさせていただきます。

画面表示のとおり、「都立高校において男女平等な入学選抜を目指すことが必要です。緩和実施校の規模や緩和率の拡大に取り組み、その結果を踏まえて、男女合同による入学者選抜への見直しを進める必要があります」に修正させていただき、この後のご議論においても修正後の案についてご議論いただきますよう、お願い申し上げます。

事務局からの説明は以上になります。

○田中会長 ありがとうございました。

内容の検討などについては、また後ほど、もう少し時間をかけて行いますので、次に、配偶者暴力対策部会の藤森部会長から審議のポイントなどの説明をよろしく願いいたします。

○藤森配偶者暴力対策部会長 藤森和美です。よろしく願いいたします。

○田中会長 よろしく願いいたします。

○藤森配偶者暴力対策部会長 配偶者暴力対策部会で検討してきた「中間のまとめ（案）」についてご報告いたします。

私からは、これまでの検討のポイントについてご説明し、全体の概要については事務局からご説明いたします。

検討に当たっては、被害者を支援している民間団体の方に専門委員として入っていただき、支援の現場における状況も踏まえながら議論を進めてまいりました。

資料4、「中間のまとめ（案）」概要をご覧ください。

第1部基本的な考え方では、配偶者暴力防止法が制定されて20年がたち、現場での様々な取組によって被害者支援は着実に前進してきました。

しかし、その一方で、男女間の暴力の被害は減っていないこと、被害当事者のみならず、その子供に対しても深刻な被害が及んでいること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛や休業等による生活不安やストレスから、配偶者暴力の増加、深刻化が懸念されていることなどを確認しています。

その上で、「都の配偶者暴力相談支援センターの充実」と、「区市町村、民間団体等の支援及び連携」を両輪としながら、今後も男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、積極的に取組を推進していく必要があるとし、取組の中心となる視点として、次の3点を挙げています。

第1点目、暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発。

第2点目として、都と区市町村等関係機関、民間団体の相互連携と役割分担。

第3点として、被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援。

この3点を挙げております。

次に、第2部基本計画に取り組むべき事項。特にI「配偶者暴力対策」の章についてご説明いたします。

「配偶者暴力対策」では、啓発と早期発見、多様な相談体制の整備、安全な保護のための体制整備等、必要な項目ごとにまとめています。

1「暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見」では、啓発の充実に加え、周囲の人々による早期発見が有効であると考え、関係者へのマニュアルの周知のみならず、その普及に努めることを盛り込みました。

2「多様な相談体制の整備」では、昨今のSNSの普及を踏まえ、支援を必要とする被害者が、より相談しやすくなるように、SNS等を活用した相談機能の充実を図るとともに、その後の支援につなげる必要性を盛り込みました。

5「関係機関、団体等の連携の推進」では、民間団体が被害者支援において重要な役

割を担っているとの認識から、今後も民間団体と連携し、多様なニーズに対応した取組を行うこと。民間団体の取組への支援等のさらなる充実について盛り込みました。

最後に、8「調査研究の推進」にある加害者対策についてです。現在は、被害者の危険を回避するため、被害者自身が避難をすることを中心に対策が取られています。部会においては、被害そのものを減らすためにも、加害者対策の構築の必要性について提起させていただきました。

以上が「中間のまとめ（案）」のポイントです。

部会委員の方々には大変熱心に議論していただきましたが、本日の審議会でいろいろとご意見を賜りたいと存じます。

全体の概要については事務局からご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○菅野課長 それでは引き続き、事務局から中間のまとめ（案）全体の概要につきましてご説明いたします。

こちらは資料6の目次になります。中間のまとめ（案）は女性活躍推進計画と同様、2部構成になってございます。

第1部、基本的考え方では、都や国のこれまでの取組や暴力をめぐる現状認識を示した上で、暴力のない社会の実現に向けた基本的考え方について記載をしております。

第2部、基本計画に盛り込むべき事項につきましては、I配偶者暴力対策から、V性・暴力表現等への対応で構成され、それぞれの項目ごとに現状・課題、都のこれまでの主な取組、取組の方向性を記載しています。

次に、具体的な内容につきまして資料4でご説明いたします。

11ページ以降に、配偶者暴力対策基本計画について記載をしております。

第1部、基本的考え方につきましては、先ほど藤森部会長からご説明がございましたので、事務局からの説明は割愛させていただきます。

次ページ、第2部、基本計画に盛り込むべき事項についてです。

各項目ごとに、資料左側に現状・課題について、右側に主な取組の方向性について記載をしております。時間も限られておりますので、各項目における資料右側、取組の方向性から主な内容についてご説明させていただきます。

まず、配偶者暴力対策の1、暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見。

(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進では、取組の方向性として、若年層がよく利用する媒体を活用し、交際相手からの暴力等について啓発、相談しやす

い環境の整備などについて記載をしております。

(2) 早期発見体制の充実では、医療機関への被害者対応マニュアルの普及、活用などについて記載をしております。

2、多様な相談体制の整備。

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実では、児童相談所など関係機関との連携強化などについて記載をしております。

次ページ、(2) 身近な地域での相談窓口の充実では、区市町村の状況を踏まえた技術的支援などについて記載をしております。

(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実では、一人一人の状況に応じた対応ができるよう、研修の充実などについて記載をしています。

3、安全な保護のための体制の整備。

(1) 保護体制の整備では、民間団体との連携等一時保護体制の一層の充実、同伴児童への対応の充実などについて記載をしています。

(2) 安全の確保と加害者対応では、保護命令やストーカー規制法等の周知など、被害者の安全確保に向けた適切な対応などについて記載をしております。

次ページ、4、自立生活再建のための総合的な支援体制の整備。

(1) 総合的な自立支援の展開では、都支援センターでのニーズを踏まえた自立支援機能の充実などについて記載をしています。

(2) 安全で安心できる生活支援では、住民票の取扱等を広く周知するなど被害者の個人情報管理の徹底などについて記載しています。

(3) 就労支援の充実では、被害者のニーズに合った支援策の提供などについて記載しています。

(4) 住宅確保のための支援の充実では、被害者に対する適切な情報提供などについて記載しています。

(5) 子供のケア体制の充実では、子供のケアのため、親の心の回復を側面から支援などについて記載しています。

次ページ、5、関係機関・団体等の連携の推進。

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化では、区市町村の支援センター機能整備に向けた働きかけなどについて記載しています。

(2) 民間団体との連携・協力の促進では、民間団体の自主的な取組への支援等のさ

らなる充実などについて記載しています。

6、人材育成の推進では、民間団体も含めた、被害者支援に当たる人材の育成などについて記載しています。

7、適切な苦情対応では、二次被害防止のための研修の充実などについて記載をしています。

8、調査研究の推進では、国における加害者プログラムの試行実施に参加し、その結果を基に都としての加害者対策を構築などについて記載しています。

次ページ、Ⅱ、性暴力被害者に対する支援では、性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援事業の充実などについて記載しています。

Ⅲ、ストーカー被害者に対する支援では、ストーカー行為への対応方法やインターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発などについて記載をしております。

Ⅳ、セクシュアル・ハラスメントの防止では、被害に遭った人からの相談に適切に対応できるよう、対応能力の強化などについて記載しています。

Ⅴ、性・暴力表現等への対応では、リベンジポルノ等、性・暴力表現に関わるトラブルへの相談対応強化などについて記載をしております。

事務局からの説明は以上となります。

○田中会長 ありがとうございます。

では、内容の検討に入らせていただきます。

まず、「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方」の中間のまとめ（案）、これは1ページから9ページまでです。

第1部の基本的考え方のところから検討を始めたいと思います。

ここでは、主にこの基本的考え方について現状認識とともに記載しております。記載が足りない視点であるとか、それから、記載内容等についてのご意見をお願いしたいと思います。

発言時間についてなのですが、できるだけ多くの皆さんに発言していただけるように、発言時間はお一人1回について3分以内に収めていただければ、短くて申し訳ないですが、よろしく願いいたします。

その3分以内ではとても時間が足りずに言い尽くせなかったという場合には、後日、事務局に文書でご提出いただければ、取りまとめて委員全員にお送りして、そして、今後の答申案にそれを生かしていきたいと思っております。

皆様の貴重なお時間を使つての審議会ですので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

では、ご意見がある方は、画面の挙手ボタンを押してお知らせいただきますよう、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

連合東京の上本様でいらっしゃいますね。よろしくお願ひします。

○上本委員　よろしくお願ひいたします。連合東京の上本と申します。

主に、女性活躍推進計画の第2部の計画に盛り込むべき事項に関して、三つほど課題認識と意見を申し上げたいと思います。

一つ目ですが、Iの1の(3)の女性の就業継続やキャリア形成に関してです。こちらに記載の現状・課題の認識については全面的に同意します。多くの女性の不安定雇用・・・の問題は、非正規雇用者のそれらと一体であり、女性の多くを占める非正規雇用者の解雇、雇い止め、労働時間減による収入減といった負の影響がいまだに続いています。

労働力調査では、4月以降、女性の就業者、雇用者が増加に転じてはいますが、同じ調査で4月から6月の間、労働力人口と潜在労働力人口に占める失業者追加就労希望者の就業者、また、潜在労働力人口を合計した、いわゆる未活用労働力の割合が、男性が6.3に対して、女性は8.6とさらに高く、そういった状況が続いています。

連合や連合東京が行う労働相談に来られる女性相談者の約6割が非正規雇用でもあり、連合が5月に行った調査でも、解雇、雇い止め、労働時間減少などの事象が大変多く、収入は減り、生活に支障があった方が36.4%ともなっています。

私たち、1月から4月にかけて春季生活闘争ということで、非正規雇用者の雇用安定、処遇改善に関する労使交渉なども行ってまいりましたが、労働組合のない企業が多くあり、またあっても、コロナ禍によって大きな打撃を受けた業種、職種については取組に限界があります。

7月には最賃の28円の引上げも決定され、10月に1,041円ともなります。最賃周辺の賃金の労働者、女性も多くいると思います。そういった方の失業を生まないような公的支援も必要となってきます。こうしたことから、ぜひ計画、基本的な取組の方向性、都に求める取組にも記載されました各種施策を積極的に推進いただければと思います。

最賃引上げに伴う賃金改善の支援促進策をはじめ、労働契約法20条、18条の周知促進、または、雇用吸収力のある業種、職種への女性の失業なき労働移動のための受け

やすい公的な能力開発、職業訓練の豊富化なども必要かなと考えます。

二つ目です。社会制度・慣行見直しに関してです。

二つ目は、選択的夫婦別氏制度導入の国への働きかけがやはり必要だと考えます。

私たち連合は制度の導入が必要と考えています。国に対して制度導入とともに、別氏を選択した夫婦のこの氏については、その出生の際に両親の協議により、この称する氏を父または母、いずれかの氏とするよう求めています。都から国への働きかけを検討いただきたいと思います。

最後、三つ目です。学校での男女平等に関してです。これが、先ほど冒頭にご提示いただきましたけれども、都立高校の男女別定員制の見直しが必要だと考えています。やはり、これは差別であるというふうに思います。

学校の男女平等は初めから否定することにならないよう、制度の見直しが必要ですし、差別を前提とした現行の学校施設の運営についての見直しも、必要となってくると思います。引き続きの対応をいただきたいと思います。

以上となります。

○田中会長 ありがとうございます。本当に重要な、目下、大変重要な視点についてご意見をいただきました。夫婦別姓に関してももちろんそうだと思います。ありがとうございます。

それでは、次に、林玲子様から挙手がありますので、よろしく願いいたします。

○林委員 林ですが、よろしいでしょうか。

この発言の時間が、今は男女のほうの取組方ということに限るということでしょうか。今後の進め方について、配偶者暴力はまた次の機会になるということなんでしょうか。ちょっと全部まとめて一人ずつ発言すると思っていたので、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○田中会長 配偶者暴力については、その次に検討に入る時間があります。

○林委員 そうですか。そうすると、基本的考え方と、それから、第2部の盛り込むべき事項、両方についてコメントしてもよいということでしょうか。

○田中会長 今は基本的考え方についての議論の時間で、その次に、それが終わりましたら、盛り込むべき事項の検討に入ります。

○林委員 そうですか。では、この女活のほうの基本的考え方のほうで1点ほどあるんですけれども。

この育児休業取得で、このパワポの資料にも、結局、男女が別の軸となっているぐらい、やはり男女の育児休業取得がまだまだ低いということかなということ、これは致し方がないと思いますし、近年、かなり男性のほうの育児休業が増えてきたということだと思います。

それを見てみると、令和2年が令和元年と比べてちょっと増えていると。中間のまとめの概要のほうの2ページ目になるんですけども、平成30年度は16.6%だった男性の取得率が、令和元年度では11.8%になって、令和2年度では14.5%に上がっているという、このちょっと不思議な傾向が、きっと令和2年度はコロナになって育児休業を取りやすい環境になったのかどうか、その辺り分かっていたら教えていただきたいです。このコロナによってかなりテレワークが進んだので、それで育児をしやすい環境ができているのであれば、それをもっと積極的に今後施策に生かしていくということについて、この第1部のところでは、あまりコロナで大変だということしかないというのがありますので、その辺りをもう少し今回のコロナをポジティブに生かすような取組はできないかという、問題提起になりますけれども、思っております。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。また後ほど、盛り込むべき事項についてご意見がありましたら、また再び挙手をお願いいたします。

では、次、龍円様が挙手をしていますので、よろしく申し上げます。

○龍円委員 よろしく申し上げます。龍円と申します。

この計画の取りまとめにご尽力をくださっている皆様に、まずは心から感謝を申し上げます。

生活文化局を所管する文教委員会で今は4年目になっておりますけれども、この間、ずっと、この男女平等参画には多様な性も含む必要があるというふうに訴えてまいりました。そのこともありまして、今回、この男女平等参画推進総合計画の審議会に希望して参加させていただいております。

この男女平等参画の前提として、性の多様性について触れないのは私は間違っていると考えています。

これまで都議会のほうの文教委員会でも、この件について何度も話してきましたんですが、性的マイノリティの方々は人権課題であって、総務部が所管するものであって、生活文化局の男女平等参画の枠組みではないというふうに説明を受けてまいりました。

しかし、ほかの自治体を見ても、ほとんどが男女平等の枠組みの中で性的マイノリティ、性の多様性に関する施策を展開しています。それはこれが性にまつわることだからなんですね。

性的マイノリティの方々は人口の10%とされておりまして、その方々を含まない形での男女平等というのでは、計画そのものがこの計画の中で平等に扱わなくてもいい人たちがいる、ということになってしまいます。

女性活躍推進について考えたときに、活躍してほしい女性の中に、レズビアンですとか、トランスジェンダーの女性ですとか、戸籍上は女性のXジェンダーを含まないということでは、この計画そのものがもう差別的であるというふうに考えています。

東京都は人権尊重条例で、あらゆる性自認及び性的指向による差別を禁止しております。この計画そのものが差別的にならないように、男女多様な性の平等参画とすべきだと考えています。

具体的な性的マイノリティの方々の困り事の解決について取り組むのが、たとえ総務局であったとしても、この計画の中に性的マイノリティ及び性の多様性という視点を入れていかないといけないと考えます。

この基本計画を読んだんですけども、（最後の章以外）多様な性について一切触れられていないのは非常に不可解でした。まるで存在していないように計画の議論が進むことそのものが差別的であり、許し難いと感じます。男女及び多様な性の人々が平等に扱われるという計画になってほしいと思っております。

計画の基本的な考え方の5ページ目の目指すべき男女平等参画社会の在り方の中に、性的マイノリティ、または、多様な性の方々の平等に参画できる社会にするという視点を盛り込んでほしいと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。非常に重要な視点を提供してくださって、ありがとうございます。

それから、あと目指すべき男女平等参画社会の実現に向けてという、実際にこのことを入れる場所についてもご指定いただきました。これについては、そのようにしたいと会長としては考えております。

ほかに基本的な考え方について、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に「第2部 女性活躍推進計画に盛り込むべき事項」の検討に入りたいと思います。

この部分は先ほど事務局から説明がありましたように、その第1部の基本的考え方を踏まえて計画に盛り込むべき事項を、Ⅰの「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」からⅢの「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」まで、それぞれの項目において、「現状・課題」と「取組の方向性」を示したその部分です。どの部分からでも結構ですのでご意見をいただければと思います。ご意見のある方は挙手ボタンを押してお知らせください。よろしくお願いいたします。

林さんから挙手がありました。どうぞ、林玲子さん。

○林委員 こちらのほう、個別の事項ではなく、いろんなことがちょっとふわっとやっけていくという形に書かれていることにとどまるものが多いので、この後に具体的なKPIなり、そうした指標を設ける予定が今後あるのかどうか。

それから、クォータについて1点入っているところがありましたので、これはいいことだと思って、ぜひされたらどうかというふうに思います。

1点質問と1点コメントでした。

以上です。

○田中会長 具体的なことについては、今回も私からもより具体的に記述してほしいところ、取組について様々指摘し、また、都知事からもそういう指摘がありまして、具体的なところを増やしておりますが、まだまだこれは確かに、では実際どうするのだということについて不足なところがあると思います。ですから、そういうご意見を踏まえて、より具体的に何をするのかということ、今は中間取りまとめなんですけれども、最終取りまとめの中では鮮明にしていきたいというふうに考えております。

ほかにはいかがでしょうか。

まつば多美子様、どうぞ。

○まつば委員 よろしくお願ひいたします。

66ページになりますが、あらゆる分野における女性の参画拡大の政治・行政等分野でございます。

今のご発言にもありましたけれども、クォーター制のところでございますが、都の審議会の設置根拠となる条例等に、いずれの性も40%以上と規定するクォーター制を導入するなどによりというふうに明記をしていただいております。これについては大変に

重要な明記であると思っております、部会の先生方のご努力にも感謝を申し上げたいと思います。その上で、審議会等というふうに「等」を入れていただければというのが、私の思いでございます。

その次の、防災・復興分野にも関わるところでございますが、例えば、東京都防災会議といいますのは審議会ではございませんが、都の附属機関として行われております。ここには女性委員が2013年の時点では一人もいないという状況でございましたが、様々な法改正に基づく条例改正の中で、市民防災組織の代表の方や学識経験者の方の枠等も加えていただく中で、女性委員が増えてきたということがございます。そうした意味から、このクォーター制の中には、ぜひこの東京都防災会議のような附属機関も、国の法令に基づく会議でございますので、そここのところの課題はあるかもしれませんが、この審議会等というふうにしていただいて、幅広く東京都の附属機関につきましては、このクォーター制の導入ということを明記をしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。クォーター制の明記についてのご提案をいただきました。ありがとうございます。

そのほかにご提案はありますでしょうか。

高橋様、どうぞ。

○高橋委員 東京経営者協会の高橋でございます。

資料の23ページでございます。女性の就業継続やキャリア形成に係るところの一番最後の都民、事業者に求められる行動の二つ目の丸でございますけれども、女性の長期的なキャリア形成、能力開発に向け、リカレント教育を推進する必要があります。誠にそのとおりだと思っておりますが、これは果たして都民、事業者に求められる行動だけなのかというのが私の疑問でございます。むしろ、これは取組の方向性として位置づけられる内容なのではないか。その上で、東京都にも求められる取組があるでしょうし、都民、事業者にも求める役割がある、行動があるというふうに位置づけるべきではないのかというふうに思っております。

また、リカレント教育だけではなくて、最近では企業ではリスキリングにも積極的に取り組む動きが見えておりますので、そうした取組をする事業主にも都として支援をするといったような、もう少し内容を膨らませて記述を盛り込んでいく、充実していくこ

とが必要なのではないかと思います。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。かなり具体的なご提案をいただきましたので、検討したいと思います。

あと、龍円様が手を挙げておりました。どうぞ。

○龍円委員 手を私より先に挙げてくださっていた方もいらしたのに、お先に大変失礼いたします。

先ほどの視点からこの計画を見たときに、幾つかお話ししたいなと思うことがありました。

まず、50ページでの学校での男女平等ということなんですけれども、性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスなどの固定概念の払拭等には、早期からの教育が効果的であり、教育現場での啓発が必要というふうに計画自体に書いてありますとおりに、早期からの教育というのが非常に重要ですので、学校での男女平等だけではなくて、多様な性についても取り組んでいくことが重要だというふうに考えます。なので、この取組の中に男女平等及び多様な性の教育を推進するというような見解を持ってほしいなと思っております。

それから、ちょっと前後してしまいますが、職場や就職活動におけるハラスメントの防止、23ページですね。

こちらで課題の中に性別、性的指向、性自認を問わず被害者となるおそれがある一方で、誰でも加害者となる可能性があるというふうに掲げてくださっているのは評価します。ただ、性的指向の指向という漢字が間違っていますね、これは指さすのほうですね。

それから、この中で、セクハラとか、パワハラとか、マタニティハラスメントなど、いろいろなハラスメントが具体的に触れられていますので、この中にSOGIハラスメント、つまり、性的指向及び性自認によるハラスメントの一文も入れていただけたらと思います。

このSOGIハラスメントは、ハラスメントの一つであるということは、国の人事院のほうでも認められていることですので、その視点を入れていただけたらと思います。

それから、三つ目なんですけれど、一番最後のほうに、77ページからの多様な人々の項目の中に、性的少数者が入っているんですけれども、これ自体がちょっとおかしい話でして、障害とか高齢者とか若年層というのは、性とは関係ない多様な人々というこ

となんですけれども、性的少数者はあくまで男女及び多様な性と並列的に考えられるべき事項ですので、多様の人々の中に入れて考えるものではなくて、男女平等及び多様性という並列的な考え方で、計画の中で取り扱っていただけたらありがたいです。

以上でございます。ありがとうございました。

○田中会長 かなり具体的な提案をありがとうございました。

では、是枝さん、よろしくをお願いします。

○是枝委員 是枝です。お願いいたします。

先ほど、龍円様から女性活躍推進計画の中で、多様な性に対する考慮が十分にされていないというご指摘をいただきました。私も、男女平等参画部会のほうで、議論をさせていただいた際に、特に、Ⅲの中に、「多様」の中に年齢、性別、性的指向によらないパートナー形成支援という項目を一つ、大きな柱として立てるべきではないかということで、ジェンダーや性的指向にかかわらず、自ら望む形でパートナーを手に入れることを広く支援するような形で、大項目で立てられないかという議論もさせていただく。部会では、やはりこれは、男女の計画であることから、性的少数者などについて広く考えるのはまた別の計画であるという議論があり、中間のまとめ（案）では落とさせていたのですが、龍円先生から大変重要なご指摘もいただきましたので、再度テーブルに載せていただくことはできないかと提起させていただきたいと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。複数そういう声がありますので、検討していきたいと思います。ありがとうございます。

さて、そのほかに盛り込むべき事項について、いかがでしょうか。

とやさん。お願いします。

○とや委員 すみません。1点質問なんですけれども、盛り込むべき具体的な事項については、後でまた、やるということによろしいのでしょうか。ちょっとさっきも手を挙げたんですが、指していただけなかったの。まとめて言わせていただいてもよろしいですか。

○田中会長 どうぞ。

○とや委員 では、すみません。まず、1点質問をさせていただきたいんですが、中間のまとめ（案）の女性活躍推進計画、8ページ4番で、計画の推進というのがございます。具体的な数値目標を設定し、その達成状況を把握していくことが重要というふうになっ

ています。さらに、配偶者暴力対策基本計画の7ページの5、基本計画の数値目標では、数値目標を設定し、その達成状況を把握していくと。それが必要だというふうになるんですが、説明をお聞きし、記載された計画案を読んでいるんですが、この計画の進捗をチェックし、推進していく体制が具体的に書いていないんですが、それはどうなっているのか、まず、質問させてください。

○田中会長 具体的に書ける部分については、加えてきたつもりなんですけれども、おっしゃっているところは、とりわけ、どのことについての具体性ですか。

○とや委員 8ページの4番の、計画の推進とありますよね。そこに具体的に、例えばこの審議会がちゃんと常設で定期的に進捗状況を確認して、議論をしていく、あるいは分析をするというふうに、などが書いておらず、非常に曖昧になっているので、どういうふうになるのかが聞きたかったんですが。

○田中会長 例えば、取組をする機関をつくるというようなところについては、それぞれのところで、国に対する要望や計画の推進のところで取組をする。例えば、相談する機関をつくるとか、何々する機関をつくるというような文言は、入れていっています。ただ、これについて、このことについて、取組をするための機関を、組織をつくるべきだというご提案があれば、むしろそれは言っていたきたいと思います。

○とや委員 分かりました。よろしいですか。

○田中会長 はい。

○とや委員 そうしましたら、まず、この間の女性活躍推進計画、そして配偶者暴力対策基本計画、総会と部会の議論も読ませていただきました。皆さん本当に様々なご議論を非常に深くやられて、今回のようにまとめられたんだと思います。本当にお疲れさまでした。私から、まず、全体に関わって、やっぱり日本の東京の、男女の平等をさらに進めていくという立場から、国連の女性差別撤廃条約に基づく実効ある男女の施策を、数値目標を含めて具体化することが必要だと考えています。女性の権利を国際基準にするということをぜひ、明記していただきたいと思っています。

それから2点目です。今申し上げました総合計画自体の実効性をやはり確保していくため、実施状況については、達成状況を把握するということは非常に重要です。そこはちゃんと明記されていてよかったと思っているんですが、誰がどこで実施状況をチェックし、検証、分析するのか。この点については、ぜひ、局内での検証や分析にとどまらず、第三者の目で見ると。とりわけ、この審議会の存在というのは、非常に大事だと思

っています。計画改定時ということの開催で、今回4年ぶりということになっているんですけれども、ぜひ常設にして、開催して、チェックや意見具申を行う。進捗状況の検証分析を行うこととして、位置づけていただきたいと思います。あと、やはり審議会には、専門部会の委員に、市民の公募委員を加えることを検討していただきたいと思います。

3点目です。これは記述なんですけれども、まとめの中で、就労の分野3ページですね。女性活躍のほうの3ページに、所定内給与の男女格差が依然として改善されないと。女性は男性の7割というふうな記述がありますが、内閣府の調査は2019年末で、1年を通じて勤務した給与の平均で男性は540万円、女性は296万円で、54.8%になっています。ここについてはぜひ、非正規を含めた記述にして、実態をより反映できる数字を使用していただきたいと思いますというふうに思っております。

そして、男女差別について、苦情処理委員会についても設置することを求めておきたいと思います。

あと、同一労働、同一価値労働、同一賃金の実現を、ぜひ明確に書き込んでいただきたいと思いますというふうに思っています。

それから、配偶者暴力基本計画全体の構成なんですけど、これは一定の制約があるんだと思うんですけど、配偶者暴力の重要性がかなりページ数を取って述べられています。これ自体は非常に重要だと思いますが、性暴力被害の支援が、これの9ページ分ということになっています。

私、先日、歌舞伎町で取り組まれている、居場所のない10代の女性、少女を支援する団体の取組に同行しました。今、少女たちが当たり前のように商品として売買されて、性暴力、性被害に遭っております。若年の被害者については、部会の議事録も拝見させていただいて、委員の方からかなり問題意識を持っている発言もあったというふうに記憶しています。ぜひ、若年性被害の問題について、さらに重視をしていただいて都の施策の強化を明記していただきたいと思います。

その意味でもワンストップセンター、性暴力の支援の支援センターが1か所しかないというのはやっぱり問題だと思いますので、増設に向けた数値目標をつくっていただきたいと思いますというふうに思います。

痴漢被害についても申し上げます。私たちは、実は今年初めに、痴漢被害のアンケートを行って、1,400人からの回答を得ています。本当に深刻で、痴漢対策について

もぜひ、位置づけていただきたいというふうに思っています。

それから、生理の貧困問題があるんですが、2学期から全都立高校で、生理用品が2学期から配備されています。女性の性に関わる健康と権利の尊重を求めるムーブメントとして、ぜひ、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ、これを計画にきちんと位置づけて推進していただきたいと思っています。

最後です。都庁の推進体制、組織体制です。先ほどもちょっと一部、ご意見があったんですが、男女平等を推進する部局が、現在2局にまたがっております。配偶者暴力は生活文化局、性暴力の被害などは総務局というふうになっているわけで、これはぜひ、統一していただいて、他の部局との連携を図っていくということを検討していただきたいと思っています。

まだまだあるんですけど、残りは文書にして提出していきたいと思っています。

○田中会長 ぜひ、文章でもお送りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、今は女性活躍推進計画に盛り込むべき事項についてなんですが、そのほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、次は、「配偶者暴力の対策基本計画改定に当たっての基本的考え方」の中間まとめ案、これは1ページから8ページです。基本的考え方、まずは基本的考え方のところですね。これについて何かございましたら、ご意見を賜りたく、お願いいたします。

特にございませんようでしたら、盛り込むべき事項のほうにいきたいと思います。配偶者暴力対策、I番、「配偶者暴力対策」、Vの「性・暴力表現等への対応」まで、それぞれ「現状及び課題」、「取組の方向性」を示しております。IからVまでのどの部分からでも結構でございますので、配偶者暴力の基本計画に盛り込むべき事項についてご意見をお願いします。是枝さん、よろしくどうぞ。

○是枝委員 是枝です。よろしくお願いいたします。2点申し上げさせていただきたいと思えます。

1点目についてですが、まず、配偶者暴力対策基本計画についても、都だけで難しい事項について、国への提言を促すことを記載してはどうかと言わせていただきます。男女平等参画部会のほうでは、国への提言の具体的な内容として選択的夫婦別姓の検討というのを挙げさせていただいたところですが、例えば、配偶者暴力対策基本計画で言うならば、刑法における性交同意年齢の引上げや、あるいは、同意のない性交への罰則と

いった刑法の規定について、改正を促すということが考えられるところですが、特に専門委員の方々が若年の性被害について、問題意識をお持ちだと思いますので、ぜひご意見を伺いたいなと思っています。

2点目についてですが、先ほどとや議員から問題提起があったように、かなり東京都内における現状というのは深刻であろうかと思っています。とや議員のほうで、実態調査といったものを行っているというようであれば、そういった基本の調査の結果などを紹介するような形で、少なくとも現状の問題意識についてぐらいは、基本、中間まとめの中に取り入れることができないかということをお願いさせていただきます。

以上。2点でございます。

○田中会長 ありがとうございます。より詳しいデータがもしあれば、それはもちろん、ここで活用すべきだと思います。ありがとうございます。

あと龍円様から手が挙がっています、どうぞ。

○龍円委員 もう、何だかしつこくて、本当に申し訳ない。

○田中会長 いえいえ。何度でもどうぞ。

○龍円委員 配偶者暴力についても同じ観点からなんですけど、男女間での暴力だけではなくて、同性のパートナーがいらっしゃる方々でも、暴力は、DVは起きております。性的マイノリティの方々は、一般の方が困ったというときに、さらに困ってしまうというのがあるんですね。なので、配偶者暴力を受けていると相談窓口に行っても、同性のパートナーから被害を受けているということをなかなか理解されなかったり、ここの部署じゃないですよと言われてしまったりということもあったり、なかなか、困ったときに「困った」と声を上げにくいという現状があるようなんです。この計画の中にも、同性のパートナーからDV等を受けている方々がいらっしゃるという視点も入れていただけたらと思ひまして、発言させていただきました。よろしく願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

では、次、まつば様から手が挙がっています。どうぞ。

○まつば委員 すみません。まつばでございます。先ほど来、また、前回の審議会でも複数の先生方からもご発言がありました痴漢対策についてでございます。私からも発言させていただきたいと思ひます。

先日、日本若者協議会の大学生、また高校生と意見交換させていただきました。痴漢対策について、ネットで署名活動も行っているらしく、現在、2万8,000人の

方々も賛同されていらっしゃるようでございます。内容は、実態調査やワンストップ支援センターのPRや増設、また通学中に痴漢に遭ったことによって、学校に遅刻した場合のルール、また痴漢の加害者が早期に長期で再発プログラムを受けられるようにすることや、また、女性専用列車を増やすことなど、総合的なご意見もいただいたところでございます。そうした意味では、ぜひ、様々な皆様方からもご発言ありましたが、痴漢対策についても、何らか明記をしていただければとそのように考えております。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

とやさんからも手が挙がっていました。どうぞ。

○とや委員 すみません。先ほど言い足りなかったことが一つあります。今、痴漢のお話があって、私たちはアンケート、実態調査をやらせていただいたので、どこかの機会で、また、紹介させていただければというふうに思っています。

それから、性交同意年齢の問題についても、やっぱり国にしっかりと、東京都としても意見していきたいと、言っていくべきだと思っています。

それから、配偶者暴力の計画にぜひ、その認識として盛り込んでいただきたいんですが、先ほど私は、歌舞伎町へ同行したと申し上げたんですが、どうしても警察や大人たちが、若年の女性たちから全然信頼されていない。それはなぜかという、性暴力や性被害に遭っている子たち、性の商品として扱われている子供たち、少女たちが、補導の対象になってしまっているんですね。本当は、やっぱりその子たちは被害者であって、守られるべき存在なわけです。そこがどうしても欠けていて、補導の対象として、虐待を受けているのに「10代だから家に帰りなさい」と帰らされてしまったり、児相に送り込まれて、結局同じことを繰り返すという状況になっているんですね。ですから、やっぱりどんなことがあっても守られる存在なんだと、被害者であるということ、きちんと計画の中に位置づけていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

林さんから手が挙がっていましたでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。今の、若年性被害については、本当にこういうことが、しかも東京のど真ん中で起こっているということは、ぜひ取り上げていただきたいと思っています。

それから、結局、若年の方は配偶者ではないということで、このどちらに入るんだらうと。女性活躍のほうにもあらゆる性暴力をとめるということが書いてあって、2番の配偶者暴力なんですけど、そのところが、先ほどの性の多様性も含めて、何か切り落とされているところがあるのではないかとこのことをちょっと思いました。もし私の認識違いだったら言っていたらいいと思います。

それから、やはり配偶者暴力、男女間の暴力ということは、弱い立場の人に行きがちであるということで、外国人の配偶者、外国人に対する性暴力についても、ここで触れていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。まさに、こういう協議の場所では、盛り込めなかった、落ちていた視点というものはとても大事ですので、若年のこと、外国人のこと、性の多様性のこと、皆様から上がっているご意見、本当に貴重なご意見だと思います。できるだけそういう視点、今まで漏れていた視点を何とか盛り込みたいと思っております。ありがとうございます。

そのほかに、何かご意見ございますでしょうか。

塚越様。どうぞ。

○塚越委員 ありがとうございます。NPO法人ファザーリング・ジャパンの塚越でございます。

今、多様な性とか、若年層とか、いろんな視点がある、本当にそのとおりでなと思ったんですけど、配偶者暴力というどうしてもイメージは男性から女性が被害を受けている。女性をメインに書かれている記述が、これを見ていてもかなり多いなという印象があったんです。

冒頭9ページのところで、相談できない人たちは男性のほうが6割が多い。女性は4割で、もちろんこれも相談できていないという意味で多いんですが、それでも男性は6割が多いと書いてあるにもかかわらず、この後男性の記述が比較的少なめになっていて、例えば24ページ、(主婦)と書いてある場面があるんですけど、そこに本当に夫はいなかったのかという主夫のほうだったり、あと、施策のほうでも、35ページでしょうか、子供と母親を対象にと、母親は出てくるんですけど、父親は何でここに出てこないんだらうと思いますね。ちょっとそういう目線で見ると、男女というだけでも、配偶者暴力はもちろん女性のほうが多いんだけど、男性の視点が十分抜けているのかなと。

そこに先ほどの多様な性とかがさらに抜けていると考えるとすごく女性たちがというのは分かるんですが、ちょっともう一回男性の目線でこれを考えたときに、何かバランスがおかしくないかというところを、もう一度検討いただけるといいかなというのが率直な意見でございます。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。ほかにご意見、ありませんでしょうか。本当にいろいろと見えないところからたくさんのご意見、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、非常に多くのご意見をいただきまして、これをまた、最終答申に向けて取りまとめていくという段階に入ることになります。今まで盛り込めなかったご意見を、今日はたくさん聞くことができました。本当に感謝いたします。

では、その次に、今後の予定、会議次第の4になります。「今後の予定」について、事務局からの説明をよろしくお願いいたします。

○男女平等参画担当部長 それでは、今後の予定についてご説明をさせていただきます。資料7でございます。

「中間のまとめ（案）」につきましては、本日、ご審議いただきました内容、追加意見を合わせて事務局で修正をさせていただきます。また、追加のご意見につきましては、大変恐縮でございますが、本日から1週間後の10月1日金曜日までに事務局宛メールでお寄せいただければ幸いです。修正案につきましては、両部会長とも調整させていただいた上で、最終的には会長にご一任いただきたいと思いますと考えております。

ただ、今日いただいたご意見の中で、現在の中間の意見にすぐ反映できるものと、次の第5回の部会でご検討が必要な部分があると思いますので、その辺りは事務局と部会長とご相談をさせていただければと思います。

修正案につきましては、両部会長とも調整させていただき、会長ご一任で、会長に最終確認をいただきました「中間のまとめ」につきましては、10月中旬に全委員の皆様にお送りしたいと存じます。

10月中旬から30日間、都民の皆様からの意見公募、パブリックコメントを行います。意見公募の期間中は、生活文化局のホームページに全文を掲載いたします。

11月下旬に両部会を開催いたしまして、都民の皆様からお寄せいただきましたご意

見を踏まえ、ご審議いただきまして、答申案を作成していただきます。

その後、12月に予定しております第3回総会で両部会長から答申案のご報告をいただきまして、総会でのご審議を経て知事への答申、このように予定しております。

それから最後に、第3回総会の開催日程でございますが、12月中旬から下旬で調整させていただきたいと考えております。後日、日程調整のご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくご協力いただければ幸いです。

以上でございます。

○田中会長 ただいま事務局からの説明の中で、最終調整と確認は会長に一任とのご提案がありました。委員の皆様のご意見は可能な限り中間のまとめに反映したいと思っておりますので、最終調整及び確認については、私に一任していただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中会長 ありがとうございます。それでは、「中間のまとめ」については一任ということで進めさせていただきます。

また、中間のまとめは、都民の皆様のご意見も伺いながら、しっかり最終答申に向けた審議を進めてまいりますけれども、提起した内容について、都に速やかに検討を始めていただく必要があるかと思っておりますので、中間のまとめも都に報告させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中会長 ありがとうございます。それでは、「中間のまとめ」が確定しましたら、都に報告するというところで進めさせていただきます。

では、本日は、これで議題は全て終了いたしますけれども、また何か、ご質問、ご意見など、特段、この段階でございますでしょうか。もし、ご意見がある方は挙手ボタンでお知らせください。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中会長 では、最後に、野間生活文化局長より委員の皆様へのご挨拶がございますので、野間局長、よろしく願いいたします。

○野間生活文化局長 生活文化局長の野間でございます。本日は、ご多忙の中、ご出席い

ただきまして、誠にありがとうございました。また、様々な貴重なご意見を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。また、部会委員の皆様には、限られた日程の中で、中間のまとめ（案）の作成について、精力的にご議論いただきまして、ご検討いただきました。ご尽力に改めて深く感謝申し上げます、御礼申し上げます。

東京が、持続的な成長を遂げるためには、男性も女性も、その個性と能力を遺憾なく発揮できる男女平等参画社会の実現が極めて重要でございます。中間のまとめ（案）では、男女平等参画社会の実現に向けた幅広い取組の方向性ととも、例えば、男性の育児休業取得率について50%を目指すこととすとか、大企業において女性の役員の比率を30%にすること。また、子ども東京都の審議会等の設置根拠となる条例等に、いずれの性も40%以上と規定する、都の審議会における、いわゆるクォーター制を導入することなどについて、具体的な取組もご提起いただきました。

今後、最終中間答申をまとめていただきまして、さらに最終答申を経て、男女平等参画推進総合計画を東京都として作成することになるのですが、中間のまとめ（案）について、いただいた様々な取組の方向性につきまして、しっかり東京都として議論を重ねてまいりたいと思っております。

また、男女平等参画をこれまで以上に推進していくために、都庁内の連携はもとより、事業者や都民の皆様にもご協力をいただきながら、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、引き続き専門的なご見地からご意見を賜りたいと思っております。今後もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は、ありがとうございました。

○田中会長 野間局長、ありがとうございました。

両部会委員の皆様はじめ、委員の皆様には、最終の答申までの間、非常にご苦勞おかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私もできるだけ具体的に提案することで、すぐに取りかかるということがとても大事なことだと思っております。言葉だけで終わらせないというのが、今、この現状では非常に重要なことです。それとともに今日、皆さんから伺った、落ちていた視点、これもどうしても男女ということであると、教育の世界でもそうですよね。男性何名、女性何名というのも大学でもどこでもそういうふうになっていて、そのこと自体がもう現実とずれているわけですから、そういう事柄をどのように表現していくかということは非常に重要な課題だと思います。

あと、同性の婚姻の制度などについても、これは国のレベルの問題なので、どこまで私たちが言えるかという問題はありますけれども、しかし、性の多様性ということ盛り込む以上は、そのようなこともやはり言葉として盛り込むべきではないかと私自身は思っております。そういうようなことで、できるだけ具体的な施策につながる方向で、部会長、部会の皆様も何とぞよろしくおまとめくださるようお願いいたします。私も、そのまとめを拝見しながら、もっと具体化できるのではないかとということがありましたら、指摘させていただきます。

ということで、最後まで大変な作業だったと思いますけれども、皆様、何とぞよろしくようお願いいたします。

また、今日のご意見、誠にありがとうございました。また、パブリックコメントなども様々頂戴すると思いますので、そこを何とか、いい案にしていきたいと思います。

それでは、これを持ちまして、東京都男女平等参画審議会の第2回総会を閉会させていただきます。

長時間にわたり、本当に素晴らしい議論、ありがとうございました。感謝いたします。

(午後2時32分 閉会)